参考資料２

国における犯罪被害者等支援の取組

49

49

49

国における犯罪被害者等施策について

**【基本法までの施策の展開】**

**基本法制定・基本計画策定までの経緯**

・昭和３０年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設

・昭和５５年の犯罪被害者等給付金支給法の制定

・平成８年以降の警察による総合的支援施策

・平成１２年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定 　　等

**【犯罪被害者等からは依然として不満の声】**

・経済的支援が不足　　・医療・福祉サービスの不足 ・刑事手続での扱いに不満

・二次被害（配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害）の訴え

・民間を含めた支援体制が不十分　　・国民の理解が不足　　　　　 　　等

**○ 平成１６年１２月　「犯罪被害者等基本法」の成立 (議員立法)　＜平成１７年４月施行＞**

**○ 平成１７年１２月　「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定**

**○ 平成２３年　３月　「第２次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定**

**○ 平成２８年　４月　「第３次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定**

**○ 令和　３年　３月　「第４次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定**

**犯罪被害者等基本法の概要**

**■目的■（犯罪被害者等の権利利益を保護）**

○犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定

○国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

**■対象■（犯罪被害者等）**

○犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

**■基本理念■**

　○犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する

　○被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる

　○再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

**■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■**

**■基本的施策■**

○相談及び情報の提供等（第１１条）

○損害賠償の請求についての援助等（第１２条）

○給付金の支給に係る制度の充実等（第１３条）

○保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第１４条）

○犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第１５条）

○居住及び雇用の安定（第１６～１７条）

○刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第１８条）

○保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第１９条）

○国民の理解の増進（第２０条）

○調査研究の推進等（第２１条）

○民間の団体に対する援助（第２２条）

犯罪被害者等基本法

公布：平成16年12月８日法律第161号  
施行：平成17年４月１日

　安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。  
　しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。  
　もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。  
　ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）  
第一条　この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。  
  
（定義）  
第二条　この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。  
２　この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。  
３　この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。  
  
（基本理念）  
第三条　すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。  
２　犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。  
３　犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。  
  
（国の責務）  
第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。  
  
（地方公共団体の責務）  
第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
  
（国民の責務）  
第六条　国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。  
  
（連携協力）  
第七条　国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。  
  
（犯罪被害者等基本計画）  
第八条　政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。  
２　犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
　一　総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱  
　二　前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項  
３　内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。  
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。  
５　前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。  
  
（法制上の措置等）  
第九条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。  
  
（年次報告）  
第十条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章　基本的施策

（相談及び情報の提供等）  
第十一条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（損害賠償の請求についての援助等）  
第十二条　国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（給付金の支給に係る制度の充実等）  
第十三条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）  
第十四条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。  
  
（安全の確保）  
第十五条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（居住の安定）  
第十六条　国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（雇用の安定）  
第十七条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）  
第十八条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）  
第十九条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（国民の理解の増進）  
第二十条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。  
  
（調査研究の推進等）  
第二十一条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（民間の団体に対する援助）  
第二十二条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。  
  
（意見の反映及び透明性の確保）  
第二十三条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章　犯罪被害者等施策推進会議

（設置及び所掌事務）  
第二十四条　内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。  
２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
　一　犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。  
　二　前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。  
  
（組織）  
第二十五条　会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。  
  
（会長）  
第二十六条　会長は、内閣官房長官をもって充てる。  
２　会長は、会務を総理する。  
３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。  
  
（委員）  
第二十七条　委員は、次に掲げる者をもって充てる。  
　一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
　二　犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
２　前項第二号の委員は、非常勤とする。  
  
（委員の任期）  
第二十八条　前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
２　前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。  
  
（資料提出の要求等）  
第二十九条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。  
  
（政令への委任）  
第三十条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。  
  
　　　附　則  
（施行期日）  
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## **第４次犯罪被害者等基本計画の概要　（令和３年３月閣議決定）**

**政府が総合的かつ長期的に講ずべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画**

**４つの基本方針**

**推進体制**

①　国の行政機関相互の連携・協力

②　国と地方公共団体との連携・協力

③　国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力

④　犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

⑤　施策の策定過程の透明性の確保

⑥　施策の実施状況の検証・評価・監視等

⑦　年次報告等によるフォローアップの実施

⑧　犯罪被害者等基本計画の見直し　　　　　　　　　　　　　　　　等

49

49

49

49

**尊厳にふさわしい処遇を**

**権利として保障すること**

**個々の事情に応じて**

**適切に行われること**

**途切れることなく**

**行われること**

**国民の総意を形成**

**しながら展開されること**

1. **損害回復・経済的支援等への取組**　 基本法第１２・１３・１６・１７条関係 　　３７の施策

□加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施

□犯罪被害給付制度に関する検討

□性犯罪被害者の医療費の負担軽減

□預保納付金の活用方法

□被害直後及び中期的な居住場所の確保

□性犯罪被害者に対する自立支援及び定着支援

□被害回復のための休暇制度の周知・啓発　　等

**②　精神的・身体的被害の回復・防止への取組**　基本法第１４・１５・１９条関係 ８７の施策

□ＰＴＳＤ等の治療に係る自立支援医療制度の利用の周知

□被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

□ワンストップ支援センターの体制強化

□判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討

□警察における再被害防止措置の推進

□犯罪被害者等に関する情報の保護

□再被害の防止に資する適切は加害者処遇

□職員等に対する研修の充実等

□被害児童からの事業聴取における配慮　　等

**５　つ　の　重　点　課　題**

**③　刑事手続への関与拡充への取組**　基本法第１８条関係 　　４１の施策

□医療機関における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

□加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

□犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

□犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進、証拠品の適正な処分等　　等

**④　支援等のための体制整備への取組**　基本法第１１・２１・２２条関係 　　 ８４の施策

□地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

□犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上

□性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

□警察における相談体制の充実等

□SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

□犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討　　等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等

**⑤　国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組** 基本法第２０条関係 　　３０の施策

□国民に対する効果的な広報啓発活動の実施

□性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

□被害が潜在しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

□犯罪被害者等に関する情報の保護　　等

49

**計画期間　５年**

**（令和８年３月まで）**

**合計２７９の施策**